

定期監査結果報告書の訂正について

下記について、記載を訂正します。

年度・ページ	誤	正
令和３年度（１月、２月、３月実施分）の１３ページ	地方自治法施行令第１６７条の２	地方公営企業法施行令第２１条の１３
令和５年度（１月、２月、３月実施分）の１１ページ		

参考)
地方公営企業法
（地方自治法等の特例）
第６条 この法律は、地方公営企業の経営に関して、地方自治法並びに地方財政法及び地方公務員法に対する特例を定めるものとする。
（政令への委任）
第３５条 この章に定めるものを除く外、地方公営企業の財務に関し必要な事項は、政令で定める。

地方自治法施行令	地方公営企業法施行令
（随意契約） 第１６７条の２ 地方自治法第２３４条第２項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。 （以下 略）	（随意契約） 第２１条の１３ 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。 （以下 略）